

6 . 下水道

. 管理（設置・運営等を含む）に関する事務の民間開放

下水道については、「規制改革の推進に関する第2次答申」（平成14年12月12日総合規制改革会議）及び「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、以下のように決定されている。これを踏まえ、平成15年3月国土交通省から地方公共団体に対し、維持管理業務の一層の効率化を図るよう周知徹底を図ったところである。

「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

官民役割分担の再構築

(1) 公共サービス分野における民間参入

下水道事業【平成14年度中に措置】

下水道事業については、現行下水道法（昭和33年法律第79号）の下でも、悪質下水の排除規制、排水区域内の下水道の利用義務付け等に係る公権力の行使以外の事務の相当部分が既に民間事業者へ委託されているが、民間事業者の創意工夫をいかし事業の効率化を進めるため、設備の維持修繕、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する。

（略）

また、総務省は、民営化、民間への事業譲渡、民間委託の実施状況を毎年度の「行政改革大綱」の実施状況に関するフォローアップの中で明らかにする【平成14年度以降逐次実施】（共通事項5（3））

. 施設の占有・使用の民間開放

1 . 制度の現状

(1) 公共施設の占有・使用に関する規定

- ・下水道管きょへの工作物の設置等は、下水道法第24条等の規定に基づく条例に基づき、各下水道管理者（地方公共団体）が許可を行っている。

(2) 占有・使用を許可される者

- ・下水道法上主体は、限定がない。
- ・下水道法第24条第2項、第3項に基づく政令で許可要件を定めている。

2 . 民間開放の取り組み状況

- ・光ファイバー等の敷設については、下水道管きょ内空間を使用する場合のガイドラインを平成13年3月に策定し、その促進を図っている。

下水道法

(行為の制限等)

第二十四条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- 一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)
 - 二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
 - 三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)
- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(他の施設等の設置の制限)

第二十五条の九 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合、国、地方公共団体、電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者その他第二十四条第三項の政令で定める者が設置する電線その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設ける場合その他政令で定める場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

下水道法施行令

(公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為)

第十六条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第一号ニ本文及びホ、第二号イ及びホ並びに第三号イ及びニの規定に適合するものとする。

- 一 内径が二十八ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管
- 二 百ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線
- 三 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの

(公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。
 - イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するのは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。
 - ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道のもつぱら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁の

できるだけ底に近い箇所に設けること。

ハ 公共下水道にもつばら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から二・五メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少いときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

二 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ニ 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

ホ 流入施設、建築基準法第四十二条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、一・五メートルを超えないこと。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

五 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

六 法第十二条第一項又は法第十二条の十第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の二 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者とする。

（公共下水道の暗渠に設けることのできる物件）

第十七条の三 法第二十四条第三項に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の七 法第二十五条の九に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の八 法第二十五条の九に規定する政令で定める場合は、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合とする。

下水道管きよの使用に関するガイドライン

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議でとりまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」に則り、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、下水道標準条例に設けられている下水道管きよの使用の許可に関する運用基準として機能することとなるものである。

（基本的な考え方）

- 第1条 都市の中を網目状にネットワーク化して各戸まで接続する空間を有する下水道管きよ（暗渠に限る。以下同じ。）空間を第1種電気通信事業者又は有線テレビジョン放送施設者（以下「事業者」という。）に対して公平性及び公正競争条件の確保に留意したうえで使用させることにより、事業者による光ファイバー及び光ファイバーを支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物（以下「光ファイバー等」という。）の敷設の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバー網の敷設等を推進し、もって利用者の利益及び国民の利便の向上に資することを目的とする。
- 2 下水道管理者は、光ファイバー等を敷設することができる下水道管きよ空間が有限であること、敷設されている光ファイバー等により下水道施設の維持管理を行う際の支障が生じうること等の制約を考慮した上で、下水道管きよ空間に光ファイバー等を敷設しようとするすべての事業者に対して、公平な参入機会を確保し公正な競争を推進するための環境整備を図るよう努めることとする。

（効率的な利用促進）

- 第2条 下水道管理者は、有限な下水道管きよ空間を有効かつ効率的に活用するため、光ファイバー等の敷設が可能な箇所、自ら光ファイバー等を敷設する箇所、事業者による下水道管きよ空間の使用ニーズ等を把握した上で、必要に応じて異なる目的の光ファイバー等を一体的に敷設する等計画的で効率的な空間の活用が図られるよう努めることとする。
- 2 事業者が下水道管きよ空間と他の公共空間を連続して光ファイバー等を敷設するために下水道管きよを使用する場合においては、下水道管理者は、他の公共空間に当該事業者により敷設された光ファイバーとその接続が円滑に進められるよう努めることとする。

（使用申請手続）

- 第3条 下水道管理者は、下水道管きよ空間を使用させる際には、次の事項をあらかじめ公表する。この場合には、インターネット上のホームページの掲載の活用等、使用を希望する事業者の情報収集が容易な方法により公表するものとする。
- 一 下水道管きよの使用可能性を確認するための調査（以下単に「調査」という。）の申込み又は使用の申請を行うための申込み窓口及びその連絡先
 - 二 下水道管きよ空間のうち使用が困難な箇所（以下「使用困難管きよ」という。）

三 調査の申込み、調査の実施、使用の申請から使用の可否の決定までの手続き

四 使用の申請から使用許可の可否の決定までの標準的な処理期間（以下「標準処理期間」という。）

五 下水道管きょ内における敷設工事又は保守に係る条件及びその留意事項

六 調査方法

2 光ファイバーを2条以上敷設することが困難な下水道管きょ又は今後の使用ニーズが見込まれる下水道管きょについて調査の申込みがあった場合には、下水道管理者は当該下水道管きょについて調査の申込みがあったことを公表する。

3 標準処理期間は、原則として1ヶ月程度とする。

4 下水道管理者は、標準処理期間内に使用の可否の決定ができない場合は、その理由について使用の申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）へ通知する。

5 使用困難管きょは、次の各号のいずれかに該当する下水道管きょとする。

一 活用可能な空間の余裕がないもの

二 改築又は補修に関する計画があり、当該改築又は補修が5年以内の期間に行われる予定のもの

三 老朽化又は事故により下水道管きょの強度が低下しており、光ファイバー等の敷設が困難なもの

四 移設の計画があり、当該移設が5年以内の期間に行われる予定のもの

五 圧送管、伏越し等があり、使用が技術的に困難なもの

6 事業者が複数の市町村にわたり、管理者の異なる流域下水道又は流域関連公共下水道の施設に光ファイバー等を連続して敷設するために下水道管きょを使用する場合には、それぞれの下水道の管理者が協議して、下水道管きょの使用申請手続に関し円滑な運用が図られるよう努めることとする。

（情報開示）

第4条 下水道管理者は、事業者から下水道管きょの使用可能状況について照会があったときは、該当区間の使用可能状況について情報開示を行う。ただし、情報開示により下水道管きょに既に敷設されている光ファイバー等におけるセキュリティの確保が困難となる場合はこの限りではない。

2 前項の規定により、情報を開示する下水道管理者は、開示の実施に係る手数料を事業者から徴収することができる。

（複数事業者間の協議）

第5条 下水道管理者は、第3条第2項に基づき調査の申込みがあったことを公表した時点からおおむね1週間以内に他の事業者から当該下水道管きょについて調査の申込みがあった場合には、原則として、まず、同一の下水道管きょについて調査の申込みを行った複数の事業者に対して一体的敷設が可能か当該事業者同士で協議する旨を下水道管理者が1週間以内に要請する。

2 事業者同士の協議の後、一の事業者が単独で当該下水道管きょを使用することとなった場合又は複数事業者の一体的敷設により当該下水道管きょを使用することとなっ

た場合における調査の実施及び使用の申請の手続については、通常の手続に係る規定に基づくものとする。

- 3 事業者同士の協議が調わなかったときは、当該複数の事業者が下水道管理者に協議経緯及び協議が調わなかった理由を報告し、当該報告を斟酌した上で下水道管理者は1ヶ月以内に抽選等の公正な方法により調査の実施及び使用の申請を行う事業者を選定する。選定後における事業者による使用の申請については、通常の手続に係る規定に基づくものとする。

(使用許可基準)

第6条 下水道管理者は、使用が可能な管きょについて事業者から下水道管きょの使用の申請(更新及び変更の申請を含む。以下同じ。)があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる基準(以下「使用の許可基準」という。)のすべてに適合するときは、これを許可するものとする。

- 一 申請事業者が敷設しようとする光ファイバー等が以下の技術基準に適合すること。
 - ア 光ファイバー等を敷設する箇所が下水の排除及び下水道の管理上支障のない箇所であること。
 - イ 光ファイバー等を敷設する管きょの断面積に占める当該光ファイバー等の割合及び光ファイバーの本数が下水の排除及び下水道の管理上支障のないものであること。
 - ウ 光ファイバー等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。
 - エ 下水道管きょ内に光ファイバーを敷設することにより、砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積することに起因する下水の排除に著しい支障が生じないものであること。
 - オ その他下水道管理上支障とならないものであること。
- 二 申請事業者による光ファイバー等の敷設又は保守に伴う作業が、下水道管理者が示す敷設工事又は保守に係る条件及びその留意事項に適合して下水道の管理に支障が生じないことが明らかであること。
- 三 申請事業者の責に帰すべき事由により下水道管きょの使用許可の取消しを受けたことがないこと。
- 四 申請事業者が下水道管きょに光ファイバー等を敷設したときに、費用負担、使用の許可を受けた期間(以下「使用期間」という。)その他の使用条件に違反したことがないこと。
- 五 申請事業者による使用条件に関する重大な不履行が発生しないと判断されること。
- 六 申請事業者が行おうとする光ファイバー等の敷設が関係法令の条件を満たしており、当該下水道管きょの使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては道路占用許可その他の公物の占用等の許可(変更の許可も含む。)の取得が可能であること。
- 七 申請事業者による使用の申請に係る下水道管きょにおいて下水道管理用等公共目的の光ファイバー等を敷設する具体的な計画があり、光ファイバーを2条以上敷設

することが困難な場合においては、当該公共目的の光ファイバーと一体的敷設ができること。

- 2 下水道管理者は、申請事業者からの下水道管きよの使用の申請を許可しない場合は、当該事業者に対し、許可しない理由を通知する。

(使用許可の取消し)

第7条 下水道管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すことができる。

- 一 使用の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）が下水道管きよに敷設した光ファイバー等が使用の許可基準に該当しない場合
- 二 許可事業者が光ファイバー等を下水道管きよに敷設する際の工事方法又は光ファイバー等の保守方法が敷設工事又は保守ルールを遵守していない場合
- 三 許可事業者が適切な使用料金を支払わなかった場合
- 四 許可事業者が使用期間中に使用の許可を受けた下水道管きよを使用している実態がない場合
- 五 許可事業者が下水道管きよの使用の申請の際に、虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合（使用の申請内容と使用している実態が明らかに異なる場合を含む。）
- 六 前各号に掲げる場合のほか、下水道管理者が使用期間中に公益上やむを得ない理由により光ファイバー等について撤去の必要があると判断した場合

(使用の期間及び更新ルール)

第8条 下水道管理者は、申請事業者に対して下水道管きよの使用の許可をしようとするときは、原則として5年以内の期間を定めてこれを許可をするものとする。

- 2 許可事業者が使用期間を満了する以前に当該下水道管きよについて更新の申請をした場合において、当該申請が使用許可基準に適合するときには、下水道管理者は、原則として当該更新の申請を許可するものとする。

(使用の対価等)

第9条 下水道管理者は、下水道管きよの台帳価格及び下水道管きよの使用率等を勘案するとともに下水道管きよ内に光ファイバー等を敷設することによる維持管理費の増加分等を勘案した上で、使用の対価を適切な額に設定する。

- 2 道路等に埋設された下水道管きよ内の光ファイバー等に対しては、土地の使用の対価として別に道路占用料等が徴収されることとなるので、下水道管きよに係る使用料の設定に当たっては、土地の対価を含まないこととして算定することとする。

(敷設工事及び保守ルール)

第10条 許可事業者は、下水道管きよに光ファイバー等を敷設する工事又は当該光ファイバー等の保守については、下水道施設のセキュリティー確保及び事故防止のため原則として下水道管理者の監理の下に行うとともに、以下の基準について遵守するこ

ととする。

- 一 下水道管きょ内の損傷が生じないようにすること。
- 二 下水道管きょ内に砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積することに起因する下水の排除の著しい支障等が生じないようにすること。
- 三 下水道管きょの維持管理作業に支障が生じないこと。

(撤去等の取扱い)

第11条 下水道管理者は、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

- 一 許可事業者は、下水道管理者に対して自己の責に帰すべき事由により下水道管きょの使用の中止を求める場合には、当該事業者の負担により光ファイバー等を撤去すること。
- 二 許可事業者は、下水道管きょの使用期間を満了した際に使用の更新をしない場合には、当該事業者の負担により光ファイバー等を撤去すること。
- 三 許可事業者は、下水道管理者が使用の許可を取り消した場合には、当該事業者の負担により光ファイバー等を撤去すること。

2 前条各号掲げるもののほか、下水道管理者は、下水道施設の改築、修繕等を行うこと又は事故若しくは災害の発生により下水道管きょ若しくは光ファイバー等が破損したこと等により、下水道管きょ又は下水道管きょ内に敷設されている光ファイバー等を撤去し又は移転する必要性が生じた場合における許可事業者に対する通知及び費用負担等の取扱いについて、許可する際の条件に定めるものとする。下水道管理者は、下水道施設の改築、修繕等を行うことにより、下水道管きょ又は下水道管きょ内に敷設されている光ファイバー等を撤去し又は移転する必要性が生じた場合には、許可事業者に対して十分な時間的余裕を持って事前通知を行うよう努めるものとする。

附 則

(見直し)

第1条 このガイドラインの施行から一定の期間を経た後、下水道管きょの使用の状況を踏まえ、見直しの検討を行うこととする。